

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目一八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649

FAX(03)329915367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6ヵ月前納制

へもくじ

■巻頭言

「国家テロ」と労働者階級の反撃 稲葉 耕一…………… 2

方針案の実行が問われている 編集部…………… 3

―連合第七回大会のリポート―

◇国労大会の意味したもの◇

「反対グループ」が国鉄闘争の方針、展望を提起…………… 5

資料1 秋田地本における組合事務所売却と

組織問題に関する調査委員会の設置を求める動議…………… 6

資料2 運動方針(案)の追加について…………… 7

資料3 修正動議(「闘いの基調」について)…………… 7

資料4 修正動議(「一年間の諸課題と闘い」について)…………… 10

◇資料と解説◇ 自治労不正疑惑で連合・自治労が見解…………… 13

資料5 自治労の不正疑惑問題に対する見解(連合・二〇〇一年一月一六日)…………… 13

資料6 自治労の見解 結成いらい最大の危機…………… 13

統一要求基準を放棄…………… 14

―連合の二〇〇二年春闘構想―

狂牛病問題、新たな問題に発展!…………… 15

◇投稿◇ 組合運動、病弱者と健常者の間で…………… 15

読者からのおたより…………… 12

15 編集部だより……………

旬刊 社会通信

NO. 817

二〇〇一年十一月一日号

二〇〇一年十一月一日発行
(毎月一日・十一日・二十一日三回発行)

「国家テロ」と労働者階級の反撃

今、アメリカが戦争をはじめた。「テロ」は許さないと、「国家テロ」で報復している。戦争は空爆から特殊部隊による地上戦、現アフガニスタン政権打倒に入ったと報じられている。ブッシュはそのために民族意識・「愛国心」を盛り上げている。

「テロ」に殺害された中に日本人もかなりいたし、日米は「仲がいい」ので、日本もアメリカの「国家テロ」（報復戦争）に協力している。小泉は自衛隊派遣とたくさんのお金をアメリカのために出すと言っている。

「テロ対策特別措置法」「自衛隊法改正」「海上保安庁法改正」にみられるように「アメリカのためなら何でもする」と行動している。

マスコミも、「テロ」に対する報復戦争はアタリマエとの論調、いや戦争賛美の姿勢にすらなっている。戦争反対の声、運動もあちこちで広範に起こっているが、ごく少ししか、いやほとんど報道しない。

どうしてアメリカが「テロ」攻撃を受けるのか。アメリカがこんなひどい目にあうのはもっともつとひどいことを、アメリカ流「平和」の名で他民族をたくさん殺し、苦しめてきたためではないのか。経済、政治、軍事など強引に帝国主義的世界支配をし、アラブをはじめ多くの民族・国の反感を買ってきたことの反省こそ「テロ」再発の防止の道ではないのか。

戦争はいつも民族意識・「愛国心」をあおる。民族でなく、階級的に見なければならぬ。搾取という資本主義のしくみではブルジョアとプロレタリアは根本的に対立しているのだ。プロレタリアを戦争へ引き連れて行くために、民族意識・「愛国心」をあおる。

過去、民族意識に巻き込まれ、戦争に反対できなかった社会主義者・政党・労働者・労組がいかに多かったことか。レーニンは「自国のブルジョアと闘う、たおすことこそ平和への道」の旨を説き、実践した。支配者を打倒した。ソビエト連邦ができ、多くの社会主義国ができた。しかし、七〇年あまりでついに崩壊した。今、世界の労働者、社会主義者は歴史から真剣に学ばなければならない。

日本の自衛隊の海外派兵反対、憲法改悪反対の労働者・労働組合が今こそ、大きな流れ力となって登場しなければならない。戦争に反撃しなければならない。平和の推進者はプロレタリアートである。

多国籍資本の世界支配、経済のグローバル化とアメリカの「国家テロ」（報復戦争）は結び付いている。報復戦争に参加する国の労働者が反戦に立ち上がらねばならない。「万国の労働者団結せよ」。戦争反対、平和の推進者はプロレタリアートである。

こんなとき、社会主義者、社会主義政党がしっかりしなければならぬ。残念ながら、先の参院選で新社会党をはじめ、改憲阻止、護憲の政治勢力が後退した。また労働組合・労働運動は小泉「構造改革」や官民の大量首切り・リストラ・合理化に有効に反撃できないどころか、ますます後退し、右傾化している。今、新社会党再建の議論と実践が始まっている。新社会党再建は労働運動の再生がなければできない。労働者・労働組合の階級的成長なくして社会主義政党の成長はない。

労働者は必ず反撃する。必ず立ち上がる。新自由主義による「競争と差別による」労働

者いじめに必ず反撃する。搾取の鉄鎖をうちやぶるまで闘う。歴史をつくるのはプロレタリアートである。(稲葉 耕一)

方針案の実行が問われている

—連合第七回大会のリポート—

ユニオン連合結成はバブル経済まったただ中の一九八九年十一月。「一千万連合」を目標とし、約八百万で出発した連合だったが、連合の組合員は七百三十一万人へと約六十万人数減少した。この間、組織率は約二四％から二一・五％にもなった。今のままでは組織率二〇％を割り込むのは時間の問題だ。すさまじいリストラ攻撃に連合傘下労働組合はほとんど無抵抗で、労働組合の存在感、社会的影響力は軽くなる一方だ。連合第七回大会はこうしたなかで開かれた。

連合方針—三つの特徴

大会は十月四日から二日間、会場は東京駅のすぐそばの旧都庁跡地に異様な姿で鎮座する五千人を収容する国際フォーラム。この建物は大きいだけで中味は稀薄。連合大会もまさにそうであった。連合方針は労働組合の存在感、任務を強調する。

しかし大会はといえば来ひんあいさつ(民主、自由、公明に首相他四名)、一般活動報告、特別報告(①連合二一世紀挑戦委員会報告—二一世紀を切り拓く連合運動—二一世紀連合ビジョン、②新しいワークルールの実現をめざして)に時間は消費され、第二号議案としてあった「二〇〇二年—三年度運動方針」についての論議は発言通告者一九人と挙手の二人で、たった二一人。一人平均五七分で議論の時間はたった二時間だ。巨大会場の傍聴席はガラガラで、各労組の教宣担当者取材人の方が多い。

運動方針は昨年までの組み建てとは一変した。構成は「総論—二一世紀「ニュー連合」の役割と行動、以下は各論で「その一から六」まで。内容は魅力ある労働運動の展開と組むづくりの促進、くらしの安心・安定を確立する政策・制度への改革、雇用と公正労働基準・労働条件の確立・向上、男女平等参画社会の実現、政策実現に向けた政治活動の強化、グローバル化にも挑戦する国際活動。そして付属方針として①連合運営の基本と事務局体制、②組むづくり・アクションプラン21。これら「新方針」の背景には一九九八年十一月に設置された「連合二一世紀への挑戦委員会」の報告「二一世紀を切り拓く連合運動—二一世紀連合ビジョン」がある。

その問題意識は「抵抗」、「要求」型労働運動から『参加型』労働運動へ」というもので、「労働を中心とする福祉型社会」、「個人の自立を担保する社会連帯」、「有効かつ効果的な政府」がめざす社会があるべき姿」とされる。

運動方針の第一の柱は総論の二一世紀「ニュー連合」の役割と行動で①二一世紀の展望を切り拓く、②雇用と暮らしの枠組みを再構築する、③すべての勤労者を代表した社会的な労働運動をすすめる、④労働組合再活性化へ自己革新をはかるというもので、二一世紀における労働運動の中期戦略方向と具体的な取り組み—雇用創出、ワークシェアリング、新しいワークルールづくり、社会保障制度の再構築—を示している。

第二の柱は組織率低下と社会的影響力の後退にともなう、今では組合員すらが深刻に悩んでいる労働組合の存在感の欠如克服のため、「労働組合の再活性化と自己革新」に大

きな力点をおいていることだ。そこでの提案は①企業別組合の弱点の克服策として、正規労働者中心の組合運動からパートなど非典型労働者に焦点をあてた運動、②あらゆるレベルで参加を追求するとの観点からの「従業員代表制度」の制度化、③労働組合と政党・政治家の新しいあり方の見直しを進めるといふものだ。

第三の柱は連合の最重要課題として「組合づくり・アクションプラン21」が提起され、組合づくりが運動方針の「その一」に掲げられていることだ。連合は五年前に「当面の組織拡大方針」を提起した。しかし実際は拡大実績一七四〇組合、二九・四万人と目標の二七％にとどまった。他方、自然減（定年退職）、リストラで五九万人も組合員が減った。「なにがなんでも組織拡大を」が今度の連合方針だ。そのため連合は年間予算総額（約四〇億円）の二〇％を組織拡大にあて、本部に組織拡大センターを設置する。

連合会長、事務局長は「構造改革の名のもとに市場主義にもとづいた競争と効率だけを追求することは、雇用の不安と格差の拡大をもたらし、社会の不安を増大させる」と、高度福祉社会の構築を強調する。新運動方針にはそうした文言がいたるところにみられる。しかし、連合傘下労働組合の現状は市場主義に全面的に屈服し、言葉だけが一人歩きしている。ストライキはやらない、そのためのスト権投票すらやらないというあり方こそまず問われなければならない。

大企業労組は語らず

危機感あふれる運動方針にどんな論議がと胸をふくらませたが、大企業労組中心の組合運動はなかなか「自己革新」とはいかないようだ。

二人の発言の内訳は地方連合（大阪、愛知、埼玉、福岡、静岡）、中小労組（全国一般、ゼンセン、CSG、JAM）、大企業労組（自動車、電機、JR連合、JR総連、造船）、公務員組合（自治労、国税、日教組、政労連）、女性（電機、教組、他）である。

中小労組の発言は失業、首切り問題に集中された。「首切りがあまりにも多すぎる、失業者を減らすのが労働組合の任務」（JAM）、「単価切り下げのしわよせが賃金や労働条件の切り下げをもたらしている」「原点に帰り、仲間を守る職場・地域の活動を展開しなければ、労働組合の存在価値と社会的影響力はますます下がる」（全国一般）、「労働者の利益や立場が尊重されるよう連合の強力なリーダーシップを」（ゼンセン）。

地方連合からは、「組織拡大に産別本部も努力せよ」（愛知）、「組合自身も構造改革が必要。構成組織主義からの脱皮を」（大阪）、「雇用問題の提起は突っ込み不足。政労資で画期的な政策を」（福岡）。

公務員労組はそれぞれが直面する行革攻撃（特殊法人の民営化、公務員制度改革）への支援を訴えた。

テロ問題では「政府が果たす役割は平和的外交による戦争回避のための行動、紛争除去のためのとりくみ」（日教組）と述べたのに、「きれいごとですむ話ではない。テロを正當化することはできない。屈服しないという視点で論議を」（造船重機労連）との論議である。ちなみに日教組は日の丸反対、造船重機は組合大会会場に日の丸を掲げる組合である。

大会では会長の鷲尾氏が退任。後任には事務局長の笹森氏が、事務局長には自動車総連（日産労組）の草野氏が就任した。

（編集部）

◇国労大会の意味したもの◇

「反対グループ」が国労闘争の方針、展望を提起

本部支持グループに動揺

十月十三日から二日間おこなわれた国労大会は、国鉄闘争の前進と発展、勝利への重要な契機を生み出したことに大きな特徴がある。

大会は「J Rに法的責任なし」とする、いわゆる「四党合意」の証（あか）し、―訴訟の取り下げ等―を、政府、四党、国交省、J Rから求められるという状況下で開催された。

「四党合意」の枠組みに固執する本部と本部を支持するグループは、解決案が出されていないにもかかわらず、「大会の成功」と称し一月二十七日の大会を上回る「戒厳令下」で大会に臨んだ。このことは、本部と本部を支持するグループが、自力では大会を開催することができなくなったことを意味している。

本部や本部支持グループの混乱、動揺、頹廃（たいはい）ぶりも白日のもとにさらけ出された。秋田地本内の資産問題と「国労解散」を示唆するかのような組織問題（資料1）。とつぜんの追加方針（資料2）提起。運動方針二次草案と大会当日に配布された方針書に改ざんがあるとの代議員の指摘に、大あわてしヒナ壇から席を立ち、発言者に説明を求める書記長の無惨な姿。それに「四党合意の枠組みで解決を」と発言する代議員の矛盾―訴訟取り下げ、大衆運動否定を本部が提案してしているのに、裁判闘争・大衆闘争継続を求めるという姿にあらわれていた。その一方で、「J Rに法的責任なしでいいのか」というグループへの激しい敵意である。

本部と本部支持グループは、「四党合意」という枠組みにしがみつくだけで、国鉄闘争を解決する能力や展望を完全に見失ってしまった。彼らは「J Rに法的責任なし」を追及するグループに「解決への展望を示せ」と恫喝しつづけた。しかし、今度の大会では「四党合意」による解決の道は国労解体の道に他ならないことがはっきりと示された。

全面的修正案を提起

それになりたいし、反対グループは国労運動史上例のない態度で大会に臨んだ。本部原案に對抗し、全面的な修正案を提起したことである。その修正案は、①国労第六八回定期全国大会方針の「政治の場で政府の責任での解決を迫り」解決要求の前進をめざす闘いの全面削除、②四党合意を破棄し、一〇四七名の不当解雇撤回・J R復帰をめざし国労の総団結と国労運動の再構築をめざす闘争方針で、「国鉄闘争勝利に向けて―採用差別事件を中心とする不当労働行為根絶に向けたたたかう方針」である（資料3、4）。

これまで国労大会でこのような全面的な修正案―本部方針への対策は提起されたことはなかった。この修正案は国労本体の組合員が、「われわれの運動路線・方針はこうだ」と出したものだが、国労闘争団・国労共闘会議（準）からは九月二十五日におこなわれた「国鉄闘争勝利・九・二五集会」で、「基調報告」として、すでに彼らの闘争方針が示されている。国労本体と闘争団・共闘会議の方針が出そろったのである。課題はこの二つの方針を本体、そして闘争団が共闘の仲間とともにどう実践するかだ。

その意気込みを示したのが役員選挙への反対グループの立候補だ。国労の役員選挙は「党

員協「革同」という「学校政治」でおこなわれてきた。「四党合意」をめぐり二つのグループに亀裂が生じ、その結果として新たなグループが誕生した。三役選挙では敗北した。しかし、中央執行委員に栗原氏が当選した。このことは、国労運動に新たな息吹が生まれたことを象徴的に示す。

国鉄闘争の教訓を労働者のものに

国鉄闘争は主体的にも客観的にも新たな情勢に入っている。主体的には本部と本部支持グループの動揺と自信喪失、反対グループの戦線整備と対案の提起である。これまで国鉄闘争との連携が十分ではなかった郵政、NTT、自治体、特殊法人労働者に国鉄闘争との結合を求める声が強まりつつある。

客観的には国鉄闘争の教訓が全面的に生かされる時期に入った。日経連、政府首脳は小泉内閣の成否は国鉄分割民営化の教訓を生かすことと、大っぴらに語り始めた。相手が国鉄分割民営化の手法で六千万労働者をいじめようとしている時、労働運動の側、国労本部が国鉄闘争の教訓を意識的に消し去ろうとの態度では勝負にならない。

方針は出そろった。「勝つ」展望が提起された。課題はこの二つの方針を職場、地域から実践することである。

◇資料1◇

秋田地本における組合事務所売却と組織問題に関する

調査委員会の設置を求める動議

本年六月、秋田地本北奥羽支部大館事務所の資産（土地・建物）が売却された。

この売却は秋田地本大会の議決を行わず、組合員に何らの説明・報告がされず処理された疑いがある。しかも、売却額が不適正であり、組合財産に多大な損失をもたらした疑いもある。

これは、規約第50条「組合の資産または処分は、それぞれ機関の決議を得て中央執行委員長が行う」また、財産管理規程第4条「国鉄労働組合の財産はすべて中央執行委員長の所有とする」及び同第13条4項「固定資産の処分については、中央執行委員長の認可を得たもの」との定め違反する疑いがある。加えて、背任罪に抵触する可能性もなしとしない。

さらに秋田地本管内においては、役員が組合員に対し、国労脱退・新組合加入を呼びかけているという報告が多く、組合員の口から語られている。これらの事態を危惧する秋田地本の組合員から、国労本部と国労東日本本部に対し、「調査・指導の申し立て」と、秋田地本に対しては、「公開質問状」も提出されている。今現在も、全国各地で、必死の組織拡大が取り組まれている状況において、これらの疑惑をそのまま放置しておくことは出来ない。

よって、次の項目を調査するために標記の調査委員会を設置することを求める。

1. 組合事務所売却について

(1)平成八年、北奥羽支部事務所購入時における大会方針書議事録、価格、資産評価に関する書類、売買契約書等の証拠書類。

(2)平成十三年六月売却時における上記(1)の証拠書類等。

(3)売却金の処理及び用途
なお、これらについての調査委員会及び会計監査委員会の見解と、公認会計士の監査報告を明らかにすること。

2. 組織問題について 役員による国労脱退、新組合加入の呼びかけに関する事実関係。

【代議員】大谷一敏（東京）、後藤正次（長野）、辻井義春（東京）、篠崎信一（東京）、植木健一（東京）、石垣正民（仙台）、渡辺歳央（仙台）、橋本光一（仙台）、清水伸晃（高崎）、遠藤富義（水戸）、水野文雄（千葉）

◇資料2◇ 運動方針（案）の追加について

運動方針の一年間の諸課題と闘いの1、政治の場で政府の責任での解決を迫り、解決要求の前進をめざす闘い。以下の内容を追加しあらためる。

(1)の下端四行目と三行目の間に以下の内容挿入する。

現在採用差別事件の解決は関係者の力によって、解決をめぐる重要な段階に入っており、本部は十月一日から四日間、東京総行動を計画していたが、行動の目的であるこう着した状況を打開することがはかられたことを考え行動の中止を判断した。

(2)P36の(2)について以下の文書についてあらためる。

採用差別事件の解決は、一月二十七日の定期大会（統開大会）で追加方針を議論し、決定した東京高裁の不当判決に対する取り組みの「最高裁での判断を公正に行なわせる」の方針をあらため、「JRに法的に責任がないことを認める」を含む、四党間で合意した「JR不採用問題の打開について」を再確認し、ILO勧告の積極面を生かした納得する解決水準を達成するために、さらに様々な運動と取り組みの強化をはかる。

(3)具体的な取り組みの②について以下のようにあらためる。

要求の前進を図り解決を確実なものとするために、闘争団家族を中心とした、関係行政、政党、国会議員等への要請行動、闘争団員、JR組合員を結集した中央総行動を取り組む。また、ILO勧告に基づいた、納得する解決を達成するためITF等の活用を積極的にはかる。

◇資料3◇ 修正動議（「闘いの基調」について）

二〇〇一年度運動方針（案）Ⅲ闘いの基調 1、運動の基調の全文及び、2、闘いの柱の(1)、(3)を削除し、次の文に修正する。

闘いの柱(2)を(4)に、(4)を(5)に、(5)を(6)に、(6)を(7)に、(7)を(8)に変更する。

1、闘いの基調

(1)我々はそれぞれの時代において、労働者が判断し進むべき道を、いかなる困難が伴おうと自らの任務として自覚し組合員に語りかけ毅然として進んできた。

国労結成の当時から我々は、「平和五原則」問題に対して大激論の末、平和の課題、すなわち政治課題に対する問題についても労働組合が取り組むべきであり、国労の基本路線として「闘いの形はさまざまではあるが、労働組合は政治要求についても経済要求についてもともに闘うものである」と定めた。その後、この基本を堅持し様々な闘いに自らの任務を果たそうと努力してきた。

国労がこうした役割を果たそうとするとき、言語に絶する苦難を克服することが避けられない問題として常に存在していた。日本の法制は、国労のみならず国家公務員、地方公務員等に争議権を付与しておらず、したがって闘えば必ず処分が加えられるという犠牲を覚悟しなければ、闘いに立ち上ることなどできることはなかったのである。

しかし、国労の闘争史を振り返るまでもなく、我々の先輩たちは様々な闘いに敢然として立ち上がった。1965年の大会では、世界が衆目していたベトナム戦争に対して、国労はいち早く「北ベトナムの首都であるハノイ・ハイフォンが攻撃されたときには、国労はストライキで闘う」と反戦の闘う意志をはっきりと表明した。

同時に、この国労の態度表明は総評が翌年九月に行った「10・21国際アピール」すなわち、「総評に結集する四二五万労働者はベトナム戦争に反対しゼネラル・ストライキを決行する。ベトナム戦争の終結を願う全世界の労働者と労働組合に対し、総評はその決意を訴え、政府が進めていた「日韓条約」問題に対しても反対の態度を明らかにし、ストライキで闘うよう全国に指令を発した。

闘いは、あの六〇年安保闘争を凌ぐ社会的な広がりを見せるものとなった。この闘いに対して、政府・国鉄当局は過酷な処分をもって対応してきた。闘えば処分という許し難い連鎖は、日本労働運動に日本の民主主義確立という課題を一層明らかにした。このことは国労をはじめ、スト権を剥

奪された公労協や国・地公務員等の共通する闘争課題であるとともに、日本労働者全体の課題となつたのである。

この課題は、国労を中心としたスト権削奪対象組合は、日本労働者全体の権利問題としていち早くILO闘争を開始し権利闘争の領域でも闘いに立ち上がり、後の七五年の戦後空前のスト権ストへと発展する基礎を築いてきた。

私たちは、国労が歩んできたこうした歴史を否定することはできないし、労働戦線の再編などで組織の違いがあつても、国労が歩んできた闘いの伝統を否定することはできないと自負するのである。この様に、国労は所属する組合員の利害だけを守るという範囲をはるかに越えて、日本の労働者の現在と未来をも守るという観点に立ち、組合員が過酷な処分を受けてしまうという犠牲に耐えて過酷な闘いに踏み込んでいったのである。そうすることによって、我々国労は日本労働運動における牽引者としての名譽ある位置につくことになつたのである。

こうした国労に対して、政府・財界・国鉄当局は手をこまねくわけもなく様々な、そして巧妙な攻撃を次々と執拗に加えてくることになる。国労の歴史は組織分裂の歴史といわれる所以がここにある。

新潟闘争における新国労の結成や、七〇年前後のマル生闘争等は、国労にとつて死活に関わる闘いであつた。国労はその都度、組合員の力を信じて深刻な事態を一つひとつ乗り越えてくることができた。それも、指導部と組合員との間に、闘いを通していかなる策謀をも克服する信頼関係があつたからであつた。この点にこそ、国労が自らの中に確信として持ちうる民主主義の強さが育つてきたといえるのである。

国労が負い、最大の危機となつたあの「分割・民営化」攻撃の時も、組合員の国労を最後まで信ずる熱意と、全国・全職場での抵抗及び、修善寺大会での人生観を賭けた大会活動によって、国労の歴史と伝統は一日たりとも切断されることなく守ることができた。

この大会で確認しあつたのは、「組合員を信頼しよう、国労は闘うこと」によって困難な情勢を切り開くのだ」という心情であつた。この決定と、そこに至る言語を超える組合員の苦悩が一致したからこそ、その後の国労の闘いが存在したと我々は認識している。

いま国労は、未曾有の困難に遭遇している。国労の困難は、組合員の苦しみにはほかならない。また、日本労働者の歴史と伝統、国労に寄せられている全ての労働者たちの期待を裏切ることができない。生活不安に遭遇している。いまこそ国労は、それらの労働者の闘いの拠り所とならなければならないのである。国労が考えている労働運動とは、単なる企業内の労使関係に限定されるものではなく、労働者が生きるための全てに係る問題を携えていくものなのだ。

特に、先月発生した同時多発テロ事件に対し、「やられたらやり返す」という米国の好戦的な態度に対して何の根拠もなく、また国会の議論を成熟することもなく「全面的な支援」を打ち出した小泉内閣の態度は、第二次世界大戦に至る軍国主義体制を総括し、「二度と戦争の大渦に国民を追いやらない」と誓い、憲法前文にも明らかにした国是を、「不要なものは捨てて何が悪い」とでもいうように明らかに憲法違反というべきである。今こそ労働組合は闘いに立ち上がるべき時である。とりわけ戦後一貫して反戦闘争の先頭に立つてきた国労の役割は大きなものがある。

したがって、全労働者の苦しみを理解し、そして、組合員の苦悩が解決しない限り国労の危機は解決できないことであり、社会が求めている闘いに国労が立ち上がるからこそ、我々の先達が切り開いてきたことなのである。一九九六年に、我々は「国労結成50周年記念集会」を全国で開催した。その時、我々は、国労の歩んできた歴史を汚すことなく今後活かすことを組合員や家族はもとより広く社会に約束してきた。一日も早く国労はそのための闘いに復帰しなければならぬと考えている。我々は、この様に改めて国労の役割・歴史的任務を全組合員と共に確認しあいたいと考えている。三〇年余の昔、国労がかつてない組織破壊攻撃に遭遇した際、「座して死を迎えるよりも立つて反撃に移ろう」と、衷心から訴えた指導部がいたことを思い起こそうと思う。

国労は、この思想と路線の下に今後とも闘い続けることを今大会で確認し我々の基調にする。全組合員、家族、支援団体の真摯な理解と協力を心から訴える。

(2)解雇撤回・JR復帰の闘いは、反差別の闘いであると同時に、政府機関と政権党等の思惑(国策)によって所属組合を理由に職場を追われ、家族ともども労働者としての人格や誇りを奪われて立ち上がった闘いである。否定された人権を回復し、奪われた人間の尊厳を取り戻す反差別の闘い、社会正義を実現する闘いである。労働者の人権を否定し、人間の尊厳を奪つた者は、JR経営陣となつた旧国鉄経営陣であり、運輸省(現国土交通省)官僚であり、中曽根康弘氏を首班とした時の政

府である。

少数派にさせられた国労が政府・自民党・J R等に立ち向かう、優れて政治的な闘いである。弱者が強者に立ち向かい勝ち抜くには、闘争主体が一致結束していること、指導部に構成員（組合員と家族と支援者）の信頼が集中していることが大前提である。かつて国労の先輩たちは、闘いの中から組合民主主義を大事にすることを学び、育ててきた。それが「仲間を裏切らない」「騙さない」作風として定着してきた。

「四党合意」は、ここに楔を打ち込むことになった。四割を超す組合員が反対あるいは疑問を表明し、奪われた人間の尊厳を取り戻すまで闘い抜く多数の闘争団員が存在する中で強行採決は、対立（不団結）を固定化させることになった。したがって「解決案」は出されないし、「解決交渉テール」設置の見通しもない。解決できないことが明らかであるからだ。

しかし、国労と国鉄闘争を取り巻く情勢は、これまでの取り組みを反省して闘争体制を立て直し、改めて反首切り、反差別を迫り及する正義の闘いとして国鉄闘争を突き出すなら、より多くの労働者、市民の共感と連帯、支持を得て勝利の展望を切り開けることを訓えている。「痛みを伴う聖域なき改革断行」を訴えつつ圧倒的支持を得た小泉内閣は、すでに5%にも達している失業率（三三〇万人）を倍化させようとしており、しかも、特殊法人等の改革に当たっては「国鉄改革が見本」（塩川財相）と言いつつ、国鉄改革方式を全産業・全事業体に拡大させようとしているからである。

人は、痛みが自らに降りかかるときにはじめて攻撃の本質を理解し、日常からの正しい働きかけによって闘いに立ち上がる。このことは身をもって体験してきたことである。首切り反対闘争を闘ってきた国労には、広く共闘に呼びかけていく任務があるのではないだろうか。

2、闘いの柱

(1) 闘いの柱の第一は、一〇四七名の解雇撤回・J R復帰の闘いの再構築にある。

その一つは、改めて大衆行動を広く組織することにある。一五三臨時国会の焦点は、冒頭はテロ対策（自衛隊法改悪等）となるが、最大の柱は「雇用対策」にある。一〇四七名の仲間、国の政策である国鉄分割・民営化によって職場を奪われ、闘い抜いてきた生き証人である。生き証人として国会や政府機関、J Rに対する「首切り自由は許さない」大衆行動を小泉改革「リストラ反対、戦争政策反対の闘いと結合させて闘い抜くことにある。

二つめは、ILO対策を改めて強めることにある。ILOは、繰り返し「98号条約が定める反組合法的な差別行為に対する保護は、採用時および雇用終了時を含めた雇用の全期間においてその保護を保障するもの」といい、「裁判所の判決は98号条約に沿ったものとなることを確信している」と指摘してきた。しかし東京高裁までの判決は、これらに無視して条約違反を繰り返した。また、日本政府の嘘の情報提供が、結社の自由委員会を事実誤認に導いたことも周知の通りである。

したがって、政府の嘘の情報に基づく結社の自由委員会報告の誤りを正すことは、反差別の闘いを追求してきた者として当然の取り組みであり、ITFをはじめとする世界の労働者に対する責務でもあると考える。あわせて、ILO条約勧告適用専門家委員会への申立て等を検討することも課題となる。

三つめは、最高裁に対する取り組みを前大会の方針通り実践することにある。

ひとつは、ILO98号条約の遵守を求める取り組みであり、もう一つは、採用差別事件上告審において弁論を開催し、審理を尽くして公正で公平な判断を行うよう求めることである。

今年（二〇〇一年）四月十二日、青山会採用差別事件の中労委命令取消訴訟で東京地裁民事十九部（山口幸雄裁判長）は、J R採用差別事件判決（高瀬三郎裁判長）とは違う判断で中労委命令を維持する判決を言い渡しており、最高裁にとって、用意周到に検討され準備された山口幸雄裁判長の判決を否定するのは大変な作業となる。また、仮にILO条約違反を容認する判断を下せば、国内・国内世論の批判を受けることは必至である。

四つめは、これまで政府関係者が口にしてきた「清算事業団を訴え直す」ことを真剣に考える時期にきているということである。本州三社のJ Rが法改訂で完全民営企業に向かうとしても、闘争団員の多くが求める復帰先はJ R北海道・九州であり、J R貨物を含めて特殊法人でなければ経営を保てない企業体である。その株主である鉄建公団（旧清算事業団）を相手に訴訟を提起することを改めて検討する。万一最高裁の敗訴判決が出れば、国内法では「J Rに責任がない」ことが確定してしまうからでもある。

五つめは、改めて「連帯する会」の会員拡大と支援共闘の再強化、デール基金の再建について、全労協をはじめとする友誼労組・団体に率直に訴え、協力を要請する行動を各級機関が一九になって取り組むことである。

(2) 闘いの柱の第二は、J・R職場における反差別、労働条件改善の闘いの再強化である。

「四党合意」を大会決定して以降、J・R各社の対応は盗人猛々しいといわざるを得ない。例えば、J・R東日本は、配属差別事件に対して謝罪はしない。バックペイなどないという対応である。しかも、東日本会社の「メンテナンス再構築」合理化を筆頭に、J・R各社が競って子会社化、分社化に伴う出向・派遣、業務委託等のアウトソーシングといわれる人減らし合理化を拡大しようとしている。

したがって一つには、地域交通の軸としての鉄道(バス)輸送の安全・正確・低廉な優位性を生かした総合交通政策の実現をめざしながら、安心して働きつつげられる職場づくりに向け、職場の運動を基礎にした分会・支部活動を再構築することにある。

二つ目は、J・R各社の国労差別の労務政策と合理化の強行は、必ず違法・脱法的な労働環境や労働実態を招き、輸送の安全を脅かす。こうした違法行為を見逃さない学習と点検活動を強めながら、異常な労務政策を改めさせることである。あらゆる不当労働行為を許さず、新たな労働委員会・裁判闘争も提起しながら差別の根絶をめざす。

三つ目は、分社化や出向等で散り散りにさせられる組合員をつなぐ取り組みが重要な位置を占めるようになることから、組織的系統的な教宣活動を再構築することにある。

四つ目は、転籍・出向攻撃も強められてきているだけに、国労組織を関連企業等へ拡大することも検討すべき時期にきているということである。企業内組合からの脱皮を図り、国労組織を拡大していくことを真剣に考えなければならぬ。

(3) 第三の柱は、共闘運動の強化である。

先の参議院議員選挙の結果は、総評が解散して十余年が経ち、労働運動の後退により労働者の組合離れがいかにも深刻に進行しているかという現状を浮き彫りにした。

改めて、当たり前の労働運動の再構築をめざす全労協および産別共闘としての歴史ある交運労協を軸に、課題別共闘を含め平和と民主主義、働く者の生活と権利の闘い、総合交通政策の実現をめざす闘いに全力で取り組まなければならない。

また、小泉改革がつくり出すであろう弱者に、解雇撤回・J・R復帰の闘いの経験は貴重な教訓となる。闘争団と国労各級機関が一体になり、企業を越えた広範な仲間たちと結びついた新たな反失業闘争を準備し共に闘う中で、成果が実体化され闘いは発展する。

昨年の大会で決定された、全労協・全労連・国労・全動労の共同行動を強化する。

【代議員】後藤正次(長野地方本部)・上出修三(旭川地区本部)・石垣正民(仙台地方本部)・和田勝夫(高崎地方本部)・遠藤富義(水戸地方本部)・水野文雄(千葉地方本部)・植木健一(東京地方本部)・辻井義春(東京地方本部)・山口俊三(米子地方本部)・宮元浩二(鹿児島地区本部)

◇資料4◇

「修正動議(一年間の諸課題と闘い)」について

二〇〇一年度運動方針(案)の「V 一年間の諸課題と闘い 1、政治の場で政府の責任での解決を迫り、「解決要求」の前進をめざす闘い」を全文削除し次の文に修正する。

1、一〇四七名の不当解雇撤回・J・R復帰をめざし

国労の総団結と国労運動の再構築をめざす闘い

(1) 闘争団の主体性の確立およびJ・R組合員との交流の強化

闘争団の生活・闘争体制の確立に向け、物販・事業体活動の総点検と見直しに取り組み。長期にわたる不況、さらに悪化する経済・雇用情勢を踏まえて、物販・事業体対策プロジェクトを設置し、部外の専門家のノウハウも取り入れて検討、改善を行う。しっかりと自活体制を構築することにより、一〇四七人闘争の当事者としての主体性の確立と闘争体制の強化を図る。また、「連帯する会」の再強化に取り組む。闘争団員と本体組合員との交流、学習に機関を上げて取り組み、J・R職場における不当労働行為根絶の闘い、反合理化、安全確保の闘い等と一〇四七人の闘いを結合したオルグを展開し、地域共闘の拡大をめざす。

(2) 大衆闘争の強化と共闘の拡大

政府、J Rに対する大衆行動の再強化は緊急の課題であり、中央共闘をはじめとする全国の支援・共闘組織はもとより全動労（現・建交労鉄道）や争議団との共同行動の追求も含め、具体的な展開を図る。また、小泉「構造改革」、司法・教育・公務員制度・労働法制改善に反対する闘い、テロとアメリカの報復戦争、戦争協力に反対する闘い等、反失業、人権・平和擁護の社会的な運動と国鉄闘争を結びつけ、広範な共闘、共同行動を追求する。

(3) 裁判・労働委員会闘争の強化

憲法28条とILO98号条約に違反する東京高裁判決への徹底的な批判運動とあわせて、最高裁判に対する署名運動、要請・請願行動を全国から集中する。中労委の上告理由書等についての学習を取り組み、リストラ首切りに反対する闘い、労働委員会制度を守る闘いとも位置付けて、最高裁判争に全力を挙げる。また、政府とJ Rの双方を解決交渉の場に引き出すため、国の責任を追究する新たな訴訟を提起する。不当労働行為の根絶と組織拡大運動の前進のためにも、J R職場における新たな不当労働行為に対しては、新たな労働委員会申し立てで闘う。

(4) ILO闘争の再強化と国際連帯運動

ILO結社の自由委員会への追加情報提出とあわせて、条約勧告適用専門家委員会に対し、高裁判決と政府の条約違反に関する申し立て運動を取り組む。日本における首切りと団結権侵害の実態を、ITFをはじめとする世界の労働組合・団体に訴えながら、ILO闘争への協力を呼びかけ、国際世論による政府・J R・裁判所包囲網の形成をめざす。また、職場レベルでの交流も含め、グローバリゼーション、民営化に反対する国際的な連帯運動を取り組む。

(5) 国内世論づくり

弁護士、学者、文化人から最高裁判争、新たな裁判闘争への支持と協力を集める賛同署名運動を取り組み、国鉄闘争の意義について再度、世論喚起を図る。首切り・失業問題と結合した集会や大衆行動等を取り組みながら、マスコミにもアピールしていく。インターネットやビデオ、パンフレット等も最大限活用していく。

(6) 政治の場における闘い

永田町、霞ヶ関での宣伝・アピール行動、全政党・議員への要請行動を強化するとともに、解決に向けた各政党との協議の場の設置をめざす。また、分割・民営化の未解決課題や国鉄方式の首切りと特殊法人・公務員制度・教育改革を考える議員勉強会の開催を呼びかけ、議員による賛同・アピール運動、国会での質問・追及を取り組んでいく。

地方議会での意見書採択運動についても、人口の七割を目標に引き続き強化していく。

2、具体的な取り組み

① 第1の節目 年末に向けた闘い

政治の場における新たな闘いを直ちに開始するとともに、主体性の確立と闘いへの確信を強め、国内の団結を再構築するために、闘う方針の学習、討論を全職場・闘争団で取り組む。同時に、全国の支援・共闘の仲間に関う方針を明らかにし、協力を求めるオルグや報告集会を各地で取り組む。

政府、J Rに対する大衆行動を強化し、ILO条約勧告適用専門家委員会への共同申し立て運動、鉄建公団（政府）に照準を当てた新たな訴訟、J R職場における新たな不当労働行為に対しては労働委員会への新たな申し立てで闘う。弁護士・学者・文化人賛同署名・アピール運動を取り組み、年末には国鉄方式のリストラ・首切りに反対する一万人集会を開催する。

② 第二の節目 来年六月末に向けた闘い

首切り・失業問題と結合した勉強会を国会議員に呼びかけて開催する。国会議員による賛同・アピール運動、議員連絡会の結成、国会での質問・追及を取り組む。また、各党に対策本部の設置を呼びかける。ILO闘争を柱にITFをはじめとする世界の労働組合・団体に協力を求め、国際世論をつくるためのオルグ、交流、連帯運動を強める。同時に、日本政府に対する各国労組からの要請を呼びかける。闘争団代表、中央共闘代表を含む交渉団を編成し、要請行動を強化していく。

③ 山場の設定 来年九月末に向けた闘い

全ての力を集中し、全面解決に向けた政治環境づくりをめざす。大衆行動、世論の盛り上がり、

国会における追及、国際的な支援の力を背景に、解決の基本的な中身についての交渉を成功させる。

④ 全面解決へ、来年年末に向けた闘い
解決の中身について細部にわたる詰めを行い、二〇〇三年四月一日のJR復帰をめざす。

【補足】

国鉄改革の弱点の一つに、北海道、九州、四国そして貨物の完全民営化の問題がある。政府関係者にとっても、経営上、今の状況では完全民営化のメドは立たないというのが実情となっている。それらの株は当時の国鉄清算事業団が保有していたが、一九九八年の国会で二兆八千兆円にもなった長期債務の処理と同時に当の国鉄清算事業団の解散法案が成立した後、一九九九年四月一日に新たに発足した鉄道建設公団の組織の下に作られた国鉄清算事業本部に保有されている。そこは売却可能な土地（大阪駅周辺に多い）とその分の借金（約四兆円）も持っている組織である。この組織は時限立法五年間で、十五年度末（二〇〇四年三月三十一日）解散の予定ともなっている。

それまでに三島と貨物が完全民営化できるのかというと、無理という状況となっている。そのために、現在措置されている固定資産税の半額という約一〇〇億円の減免という優遇措置（二〇〇二年度まで）を国土交通省は今度の国会で、更に五年間延ばすこと等が策されている（七月一日朝日新聞夕刊）。

このように今の国鉄清算事業本部が解散になっても三島と貨物が完全民営化するまでその株を保有する親組織が作られることは間違いないことである。そして、そのための法律を作るために事業本部解散の一、二年前から準備が始まるのが国会の常識である。そこを国鉄闘争解決の山場にして闘い（告訴も含めて）を進めることが極めて重要ということである。

付け加えるに、三島三社は民営化時に設定された計約一兆三〇〇〇億の経営安定基金の利息（四・九％）の運用益で穴埋めしていますが、現在の低金利の中で貸出先がJR本州三社や新幹線建設費を出す機関（運輸施設整備事業団）などに限られている。

【提案代議員】 工藤伸（旭川地区本部）・石垣正民（仙台地方本部）・和田勝夫（高崎地方本部）・遠藤富義（水戸地方本部）・水野文雄（千葉地方本部）・植木健一（東京地方本部）・辻井義春（東京地方本部）・国尾順一（米子地方本部）・山本真也（岡山地方本部）・宮元浩二（鹿児島地区本部）

◇ 編集 部 だ よ り ◇

▽読む本がない！ 本屋さんには新刊書が山のようにつまれている。筆者はと見れば「金太郎飴」で、テレビ界におけるタモリやサンマと似たり寄ったりの状況のようだ。この十年、経済・社会・政治状況は悪くなる一方で、「悪く」した張本人たちが「これぞ解決策」と出版しつづけるのだから、食欲がわかないのも当たり前。

▽本屋さんから新書が消えたと思っていたら、新聞の広告欄には新しく新書を発行する出版社の宣伝がすさまじい。内容は経簿短小を地で行くものばかり。目次をペラペラめくるだけでジ・エンド。政府関係白書も面白くなくなった。ビジュアル化したのも一要因だが、政治のマンネリ化、長期不況で政策が出つくし、迫力がなくなったのが原因といえそう。

▽というわけで、秋の夜長に書棚からずうっと昔に買った本を引っ張り出して読んでいます。古い書物を手にするたびに岩井章さんのことを思いだ。かつて、岩波文庫百冊の本がセットで出された。岩井さんはただちに入手し、目にされていた。とくに、「ガリバー旅行記」などを海外の旅で手にされていたのには感心させられた。他方で、新刊書を手当たり次第に読まれていた。

▽面白い本がない！ 私に読書意欲がなくなってしまったのか、今日も時間をぬって本屋めぐりがつづいている。面白かった本、紹介して。

▽国労闘争団とともにたたかろう会（略称「たたかう会」）が十月二十五日、「国労大会報告集会」を都内で開催した。司会は代表委員で作家・郵政労働者の芝久己（ペンネーム・笹山久三）氏。芝氏は「手づくりの闘いがとりくまれるようになってきている。したがって、国労の復権は重要。国鉄闘争の延長線上に資本との闘いを構築する」と口火を切った。

▽代表委員あいさつでは橋幸英氏は「国労、国労闘争団の決意・情熱・団結・提起は、これからの我々のモデル。決意と責任を共有し運動に全力つくす」とあいさつした。

▽報告者は瀧口良二（国労中央支部書記長）と原田亘（闘う国労闘争団共同代表）のお二人。勇気と展望を出席者に与えてくれた。次号で要旨を紹介する。各地でも集会を！

自治労不正疑惑で連合、自治労が見解

自治労の不正疑惑問題が労働組合のあり方に波紋をひろげています。自治労はユニオン連合の会長代行組合で、去る十月三―四日おこなわれた第七回連合大会で自治労委員長が就任したばかりでした。

この問題で自治労は会長代行職の辞意を表明、連合は十月十六日の中央執行委員会で辞任を了承。来月の中央委員会で補充することとなりました。以下はユニオン連合、自治労の見解です。

◆資料5◆

自治労の不正疑惑問題に対する見解(連合・二〇〇一年一〇月一六日)

1、一〇月一〇日、東京・新宿にある自治労の関連会社の役員が、数千万円の業務上横領の疑いで逮捕された。また、引き続き、自治労本部などに関する捜査が行われている。

そして、自治労自らの調査によっても、巨額の不明瞭な借入金や預金口座の存在が明らかとなった。捜査段階とはいえ、構成組織の関係者から逮捕者が出たことなど、世間をお騒がせしたことについて、お詫び申し上げる次第である。

2、労働組合はもとより、労働組合の事業団体や関連会社等は、高い倫理性が求められるものであり、労働組合員や国民の信頼を裏切る行為をしてはならないことはいうまでもない。

3、事件は捜査中のものであるが、巨額の業務上横領や脱税、ましてや右翼団体との関連などが事実とするならば、言語道断であり、労働運動の社会的地位を失墜させる許し難い行為である。

4、今回の事件は、自治労が自ら真相究明と厳正な対応を行い、組織の存亡をかけた取り組みを進めていくとの方針を表明しているが、連合としても、自治労に対し、さらに事件の真相を究明しその内容を公開するとともに、信頼回復につながる厳格な対応を行うよう求めるものである。

5、連合は、国民、勤労者に信頼される労働運動の推進のため、従来から真摯な努力を続けてきているが、各構成組織を含め、さらに襟を正し、気を引き締めて対処していくこととする。

◆資料6◆

自治労の見解 結成いらい最大の危機

この間、各マスコミによつて、エイシン企画センターに関わる問題、「右翼対策費」問題、「ゴルフ場開発二〇億円」問題などが報道されました。

また、一〇月一〇日には株式会社ユービーシーの長谷川陽光前専務ほか二名が逮捕され、一〇月一日には自治労第一・第二会館に対して東京地検、東京国税局の強制調査などが行われました。

こうした一連の事態は、自治労はもちろん、労働運動全体に対する社会的な信頼を損なうものであり、誠に申し訳なく思います。

自治労はいま一九五四年の結成以来最大の危機を迎えています。旭川定期大会で新しい執行部を出発させた矢先に、このような事態が生じたことは極めて残念であり、その責任の重大性を痛感しているところです。

まず私たちが行わなければならないことは、自治労運動を再生するために、全ての力を傾注することであると考えています。そのために必要なのは、徹底的な真相の究明であり、本部は、前回県本部代表者会議の確認を受けて、一〇月五日に、地連の代表者や弁護士との真相究明委員会を設置し、すでに調査活動を進めています。

これらを踏まえ、本日は、これまで自治労が知りえた事実について公表し、本部としての今後の対応の方向をお示ししたいと考えています。

まだまだ不明な部分は残されていますが、これらの情報を共有することによって、知恵を結集し、自治労の組織の存亡をかけた取り組みをすすめるために何ができるのか、真摯な議論を行いたいと考えています。

また、これを機に、真相の究明と厳正な対処を行い、組合員・単組・県本部に対する自治労本部の責任を明確にすることが必要です。この作業なしには、今後、自治労の全組織で、再生に向けた取り組みを開始することはできません。

自治労本部役職員全員が最大限の努力をすることは当然であります。自治労運動を担う全ての仲間の皆さんにぜひともご理解・ご協力いただけますようお願い申し上げます。最後に、重ね重ねの不祥事について改めて深くお詫び申し上げます。

統一要求基準を放棄

―連合の二〇〇二年春闘構想―

すさまじい賃下げ攻撃が進行している。分社化、アウトソーシングによって賃金を一挙に一〇%から三〇%、額にして百万〜二百万円も切り下げる、前代未聞の新しく荒々しい攻撃である。その渦中にあるのが電機通信関連産業で、焦点になっているのがNTTの十万人大合理化である。

これらの大合理化が各企業ごとの意図ではなく、日経連という財界の統一した考え方にあることが「日経連タイムズ」（日経連の機関紙）、九月九日付の「主張」 「経済非常時を覚悟すべきだ」であきらかになった（全文は本誌八一三号参照）。

そこでは①デフレは内外価格差がなくなるまでつづく、②物価を下げるのが重要、③物価には人件費（賃金）もふくまれる、④人件費も二〜三割下げなければデフレは終わらない、⑤雇用か賃金かのまさに厳しい選択になる、と賃金の引き下げが宣言される。ここに二〇〇二年「春闘」に臨む資本の姿勢が示される。

たいするユニオン連合はどうか。連合は十月十八日の中央執行委員会です「二〇〇二年春季生活闘争基本構想（案）」を決定した。〇二年春闘の位置づけは「労働者の雇用と生活を守りぬく闘いと位置づけ、徹底した労使協議でその実現をはかる」とし、課題では「共闘の強化に向け、すべての組合が取り組む統一的な協約課題（賃金カーブの維持、パートを含めた全従業員対象の企業内最低賃金、時間外労働の抑制、六十歳以降の継続雇用）を設定する」という。

要求と取り組みについては「労使による『雇用安定宣言』の取り組み」を第一に掲げ、「賃金カーブの維持・向上」が謳われる。では賃金要求の具体的取り組みはどうか。こういわれる。

「連合の統一要求基準は『賃金カーブ維持分+ α 』とし、 α は部門の調整のうえ各産別で決定する」

昨年まで連合は「ベア一%以上」を統一要求基準とした。しかし、〇二年春闘では具体的な数字が消されてしまった。「賃金カーブ維持分」とは定昇のこと、「定昇+ α 」ということになる。では「 α 」はどう決定されるのか。

これまで連合は要求の根拠に「経済成長率+物価上昇率+生活向上分」をおいた。デフレ（物価下落・不況）下、この要求根拠は完全に破たんしてしまった。

〇二年についても成長率、物価は下がる。それに「生活向上分」を加えたとしても、ここ数年間の二%強の賃上げ率ではマイナス要求となる。このマイナス要求をこ塗するだけであり、その本質は「賃上げよりも雇用の維持・確保を最優先に」ということにある。これは日経連よりの主張となる。

狂牛病問題、新たな問題に発展！

国内で初めて狂牛病が見つかった以来、日本全国の酪農家、とくに北海道の酪農家にとっては口蹄疫に続く大問題となっている。消費者の過剰な反応は行政に対する不信感が招いていると言ってもいい。薬害エイズ問題を見ても司法は厚生労働省の対応に厳しい判断を下している。

今回も農水省が国内で肉骨粉の飼料は牛に与えていないと明言したにもかかわらず実態は多くのところで使われていたことが判明し、ヨーロッパで問題になっていたにもかかわらずその対応がいかにずさんだったかが浮き彫りにされている。

牛肉危険の風評が広がる中、牛肉消費は落ち込み、生産者、販売業者は気が気でなかったに違いない。ここにきて肉には問題なしとの見方から牛肉消費の回復が見られるが、新たな問題も発生している。後手に回っている農水省は感染源とされる肉骨粉を全面的に製造販売停止を決め、厚生労働省も腰を上げた。「牛エキス」などの加工食品、調味料、化粧品、医薬品、カプセルなどの販売はどうなるのか。一部牛脳を使った検査薬などはどうなるのか。その影響は大きい。病院の対策は大丈夫か、気になる。

◇投稿◇

組合運動、病弱者と健常者の間で

自治体の財政はどこもきびしいもので、今はなんとか取りつくりついているところも、二〇〇四年からの減税補てん償還、その頃からの団塊の世代の退職金支払いでパニックになる自治体が続出することは確実です。労組も力量が低下しているなか、どこで歯止めをかけるかが焦点となりますが、強い組合がよりまともな歯止めをかけるであろうことは想像にかたくありません。

単組の書記長になって一年たちますが、組合員の不信、不満、不安が根強いことはわかっています。反撃まで至らないか、強い方針を出したとしてもどこまで一緒に闘ってくれるかわからないなか、もんもんとしています。最近、病弱者の退職が相次いでいます。彼らを包み込む余裕が職場になくなっていくことが主因ですが、労組も守りきれないのです。守ろうとすると「組合は病弱者ばかり守って、彼らに足を引っ張られながら、一生懸命働く組合員のこととは考えないのか」と反論されるのです。

「五カ年計画」二年次が近づくなか二千九百名いる職員を百人減らす計画づくりが進んでいます。現業職場だけでなく、福祉・保健職場、保育職場に従事する職員の外注化、労働強化の検討が進んでいます。ここでまた病弱者が出現したらどうするのか。単なる合理化反対では事が進まないと思うのです。考えれば考えるほど頭が真っ白になってしまいます。

(自治体労働者・M)

◇読者からのおたより◇

組合の旗が見えない 九〇十月にかけて「テロ反対―報復の戦争に反対・日本は参戦するな」の集会へ四回参加した。参加ごとに人数が増え、カンパも三十万円くらいずつ集まる。市民の盛り上がり

りを実感する。しかし、労働組合、とくに自治体の旗がない。公務員組合の旗がこない。残念だ。反戦平和に役立つ労組であってほしい。

第三八回「三池大災害抗議集会」 三池炭鉱三川坑大爆発の責任がCO裁判で明確になったのに、

(自治体労働者・Y)

三井鉱山は遺族・CO患者・家族に謝罪もせず、具体的な補償を実行していません。それどころか、CO特別立法の不十分さを九六年三月に破棄し、入院患者の治療の一環としてなされてきた試験外泊にともなう患者送迎を打ち切りました。このCO協定外泊訴訟は二〇〇〇年四月二五日に勝利しました。これからのCO患者に重要な問題である①自力外泊ができなくなる送迎が必要になった時の要求、②試験外泊時の付き添いが認められませんでした。三池鉱山は判決の即日控訴しました。柱の部分は勝利しましたが、今後、病状も悪くなっていますから、控訴して闘うことにしました。その控訴審の判決は十一月十五日です。集会は十一月十一日、場所は荒尾市(福岡)です。

(三池CO現地共闘会議)

「人間らしく生きよう―国労冬物語」 すでにご承知のこととは思いますが、私共の作品「人間らしく生きよう―国労冬物語」が劇場公開されることになりました。ただ今上映活動に取り組んでおります。「人間らしく生きよう―国労冬物語」(劇場公開版)は十四年にわたる国鉄闘争と、国労闘争団を描く。十一月十七日(土) ↓十一月三十日(金)、BOX東中野でロードショー。チラシ、チケットなどの配布に御協力いただける方募集中!

連絡先ビデオプレス(〇三―三五三〇―八五八八、ビデオプレス・佐々木有美)

メッセー(詩) 紅葉が一風吹くごとに紅色に染まり、虫の音も途絶え晩秋を感じて一人物思いにふける。人生を語るほど、まだ生きてはいない。しかし、いささか長すぎる「闘い」をこつこつとやっている。／平和・民主主義とは、ほど遠い現実のなかで偽善的に「平和と民主主義」を語る労使の足元でこつこつと闘いをやっている。／国家権力と企業、さらには労働組合の組織的な変質管理統制力という三重の壁に阻まれ、こつこつと歩いている。／「仲良きことは美しきことなり」：自らの生きざまを捨てて、際限のない妥協を繰り返す忘却の人々。／道端にはいて捨てるほど落ちている「権利」、だれも見向きもせず拾おうとしないから、私たちが拾い集めているのです。いつの日か、その両の手にあふれ、持て余したときにあなたたちにお返しするために……。(大分・A)

編集部より 感慨に満ちたお便り、心がふるえます。さらにご活躍を!

積んどくだけとは： 私も資料の殆どは積んどくだけで読まずに、半年経つたら処分します。必要だと感じたものは読みますが、斜め読みですね。文章(資料)の中で心に残る一行でもあれば収穫です。情勢は聞けば分かる立場にいますから、それ以外の運動に関わる思想的な指針が書かれていれば読む程度です。その為に敵しい先輩からは勉強不足だとお叱りを受けますが：。馬の耳に念仏ですかね? 私の場合、読みもしないレーニン全集(当時一五万円ですかね)を買って、本棚に並べて喜んでいました。今でも引越しの度に捨てようかどうしようかと悩みながら、いつかは読む時があるかもしれないと思ひ大事?にしまっています。ただし、大事な文献は文庫本で読みましたよ、不勉強な私でも。(東京・G)

たいへんなエネルギー 今日的情勢にあつた講座を継続することはたいへんなエネルギーを必要としますが、地元実行委員会の粘り強い取り組みで、十七年間継続して取り組まれてきています。その土台は、年間通しておこなわれている実行委員会学習会にあります。その中心を担っているのが、Eまなぶ友の会とYまなぶ友の会です。(山梨・M)

編集部より 講座のテーマ「労働者のものの見方考え方」「能力・実績主義賃金を考える」「公務員制度改革の問題点」「教育問題を考える」「年金改革の諸問題」、それに「大きな情勢」ですか。面白そう、私も参考にしたい。

フル回転の毎日 アメリカによる報復戦争が始まりました。自衛隊の海外派兵も強行され、改憲の動きは急ピッチです。国鉄闘争、反戦・平和、首切り反対闘争、課題は山積みです。フル回転の毎日です。(千葉・N)

編集部より 精力的な活動に心から敬意。時代はさらに動きます。連合だつて、雇用問題で共同行動を、さらには抵抗闘争を呼びかけざるをえなくなっているのですから。

私も一句 八一五号の記事に触発されて発句しました。北海道本部では、釧路市議会議員選挙の最中ですが、全国大会当日が投票日です。小生は仕事の関係で大会は参加できません。釧路に応援に通いましたがその中で発句したものです。文字で表すのも恥ずかしいくらいの見事な紅葉でした。疲れだけでなく、心が洗われた想いです。(札幌・立花軒岳)

オルグ者の 疲れも燃やす 紅葉かな
やますそを 照らして紅葉 北キツネ
だてかんばん 峠をかざり 映える道
紅葉縫い はるばる行きて 民の支持(こゑ)
紅葉縫い 行く道来る道 かすむ空